

## 棄てる技術

誌名	日本農学図書館協議会会報
ISSN	03858081
著者	槇山, 進一
巻/号	54号
掲載ページ	p. 8-14
発行年月	1984年7月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター  
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council  
Secretariat



# 棄てる技術

(Weeding of Books)

榎山進一\*

多くの図書館や資料室などで、図書・資料類の過密問題が、大きな悩みの一つになっているという。もちろん、恵まれた諸条件で建設された図書館などのように十分ゆとりのあるものや、あるいは、小規模館や新設館などで逆に資料類の収集整備のほうが重要課題になっているものなど、例外もある。しかし、大部分の図書館では、日ごとに増大する蔵書の始末に、程度の差こそあれ頭を痛めているのではあるまいか。

日本農学図書館協議会では、このような実態に着目し、過密対策の一環としての廃棄という問題を取り上げ、つぎのようなセミナーを開催した。

日時 昭和58年12月17日 14:00~17:00

場所 東京農業大学図書館

テーマ “棄てる技術”

講師 三上好孝氏(東京農工大学)

田中 俊氏(農林水産省畜産試験場)

太田泰弘氏(味の素株式会社)

吉村典夫氏(東京農業大学)

司会 佐々木敏雄氏(図書館情報大学)

小沼麗子氏(日本大学農獣医学部)

このセミナーでは、“棄てる”というユニークなテーマを選び、また、内容的にも実際の

かつ切実なことがらであったため、参加者を交えての討論に熱が入り、結果的には、パネルディスカッション形式に近いものとなった。ところが、問題が問題だけに、討論の過程で出された種々の事例や意見などには、どうしても、“ここだけの話”的なものが多く、また、建前と本音のからみなどでもあって、従来のようにそのままの形で記録することがむずかしくなった。

このため、本稿では、各講師のそれぞれの講演要旨を紹介する以外は、当日の討論の内容をできるだけ参考にしながら、この問題を、筆者なりにあらためて考え直してみることとした。

## 〔講演要旨〕

### 物品管理法と図書の廃棄(三上氏)

主として国立機関の場合、図書は、“物品”扱いになるため、物品管理法によってきびしく管理されている。したがって、手続き的には、1台数千万円もするような機械装置類などと同じ扱いになる。このため、汚損したりあるいは陳腐化してしまった図書を廃棄しようとするときなどは、事務的には大変煩瑣な手続きが必要となる。

その具体的な事務処理の方法について、関

\* Shin-ichi Makiyama, Japan Association of Agricultural Librarians and Documentalists, Shibuya, Tokyo.

農図協会報, No.54. 1984-7

係法令（物品管理法，同施行令，物品取扱規則等）の該当条文によりながら，以下できるだけ詳しく説明をする．（関係法令の各条文についての資料説明は略す）

#### 畜産試験場資料室における資料増大対策（田中氏）

##### 図書室設計時の方針

筑波研究学園都市への移転ともなう新設図書室の当初計画面積は，建設省基準（研究員1人当たり $2m^2$ ）により， $2m^2 \times 140人 = 280m^2$ が算定された．ところが，移転前の過密化した現有図書室でさえ $322m^2$ であったことから，この基準面積では問題にならず，図書委員会を中心に交渉した結果，結局 $408m^2$ に決定した．しかし，将来の蔵書数の増加等を考えると，この面積でもきわめて不十分であるため，蔵書量の増大防止策として，古いものから共同利用施設の保存図書館へ移管して蔵書数を調節するという方針を，内部的にとりきめた．もっとも，古いものでも残すべきだと主張する一部利用者の意見等もあったため，当時はこの方針を公表しなかった．

##### 現在の資料増大対策

現在，当図書室が実施している資料増大対策のうち，主なものをあげるとつぎのとおりである．

##### ・資料の受入れ

①購入逐次刊行物は，できるだけ消耗品受入れのままとし，製本による備品編入を少なくする．

②寄贈・交換による受入れ資料は，できるだけ正式な受納手続きをとらないで処理

する．

##### ・資料のマイクロ化

とくに畜産関係の雑誌（普及誌，業界誌を含む）は，マイクロ資料化して保管する．

##### ・デポジットリーへの移管

主として農業関係の資料類で，他の関連機関等で利用価値があると思われるものは，農林水産技術会議事務局筑波事務所農学情報センターのデポジットリーへ移管する．

##### ・廃棄

利用が著しく少ないもので他機関への転用希望もないものは，廃棄する．

##### 捨てる技術\*・拾う技術（太田氏）

図書館学の教科書のどこを探してみても，図書を“捨てる”ことについての記載は，見当らない．しかし，現実には，蔵書の増加にあわせて，建物の増築や書架の増設等ができるような，いわゆる余裕を持った図書館は年ごとに少なくなり，使われなくなった資料類の始末は，図書館員にとって悩みの種となっている．この悩みを解決する道は，現在の図書館機能の中から，資料館に相当する部分を分離する以外にないと思っている．

現在の図書館員の仕事のスパンは，オンライン情報検索の端末の操作から，通常の図書館業務はもちろん，さらにますます増大化する保存資料の管理にいたるまで，あまりにも広すぎる．そして，情報のコンピュータ処理やオンラインサービスの受入れといったような新しい部門の仕事の緊急度が高くなっている反面，保存資料の管理のように期限のきまっていない業務は，常にあとまわしにされ

\* 本稿のテーマは“棄てる”すなわち廃棄であるが，結果的に廃棄したのと同じ効果が生ずるような行為などまで含めたより広い概念でこの問題を考える場合は，恣意的に“捨てる”とした．

てしまう。利用度の低い保存資料などを、いくらきちんと管理をしても、評価をしてくれそうもなければ、手をつけようとしにくいのが人情であろう。しかし、資料館が独立すれば、利用度の低い図書の評価を鮮明に区分することができると同時に、この仕事も評価されることになる。そのことが、資料館の存在理由そのものだからである。

私どもが企画している“食の文化センター”でも、活動のスペンは広いのだが、その中で、“資料館”活動のウエイトは当初から高くなっている。すなわち、食文化に関する資料については“拾う”ことを徹底しているため、この分野に限っては、いわゆる他の“図書館”サイドでは“捨てる”ことをいわずともよいと断言できる。

このように、拾う技術を実践する資料館の存在が広く認識されれば、関連分野の他の多くの図書館において、その部門の資料類については、捨てる技術を容易に実行することができるというケーススタディになるのではあるまいか。

### 捨てる技術の思想（吉村氏）

まず、“技術”の思想について述べる。技術とはなにか、だれにでもよく分っていることのように思える。実際には、必ずしも十分には理解されていない面があるように思える。そこで、技術の要件の主なものをあげながら、以下この問題について考えてみよう。

- 技術とは、言語形態の情報として認識できしかも第三者に伝達することができるものであること。したがって、技能やコツといわれるようなものは、技術ではない。また、判断の過程を第三者に説明することができないような行動も、技術とはいえない。
- また、科学(自然、人文・社会科学を含む)

的法則が合目的に適用されたものでなければならぬ。したがって、目的があきらかでなかったり、根拠となる法則や法則の適用において誤りがあったり、あるいは、限度を越えて適用された場合なども、技術とはいえない。

- さらに、所与条件のもとで、最小のインプットから最大のアウトプットがえられるようなものであること。いいかえれば、仕事の効率が高くなるような方法を、最適解として採用するものでなければならぬ。したがって、所与条件を無視したり、あるいは原理的に不可能な場合は別として、いたずらに条件の緩和を求めることなどは、技術の思想に反することになる。また、大きな成果をあげることだけに固執して投入資源の量を考慮しないようなものは、いわゆる芸術であって技術とはいえない。

つぎに、“捨てる”の思想について述べる。捨てるということは、ある閉鎖系に含まれているモノやコトなどを、その系の外へ出すことである。また、系の外から何かを取り入れようとする場合、選択することによって不要なものを除くという行為も、消極的な“捨てる”に相当する。

閉鎖系内においては、系の構成成分の質と量、および乱雑さ(エントロピー)が問題になる。質(内容)と量の価値は利用する立場によってきまり、乱雑さは、集積されたものの中から目的とするものを探し出す難易度によって影響される。一般的には、量が大きくなれば、乱雑さもそれに比例して大きくなるのが普通である。図書館では、質と量が利用上十分であって、しかも乱雑さはできるだけ小さくするという、互に相反する要求に直面しながら仕事をしていかなければならぬ。そして、乱雑さを小さくするためには“捨てる”

る”ことが問題になるのである。

さて、以上の思想を今後の図書館業務にあてはめてみると、つぎのようなことがいえるであろう。

技術的には、仕事のマニュアル化が進むと同時に、コンピュータの低価格化やソフトウェアの充実による業務のEDP( Electronic Data Processing)化が推進される。また、情報検索のオンライン化や、あるいは、関連図書館間のネットワークの整備が図られるなどのことによって、それぞれの図書館の利用形態は大きく変貌し、蔵書量も大巾に削減する(“捨てる”)ことができるようになるであろう。

以上が、当日のセミナーにおける各講師の講演の要旨である。このあと、参加者を交えての熱心な討論があり、とくに、物品管理法の運用面における現実的な改善要望や意見などについては、国立機関の実務担当者などから多くの発言があった。

これらの討論については、内容が多岐かつ多岐にわたってきわめて複雑でもあったため、ここでは、それらの中から主な事項だけを取り上げ、以下筆者の意見なども加えながら何とかとりまとめてみることにした。

### 廃棄の意義

図書を廃棄する場合の目的としては、つぎのようなことが考えられる。

- ①著しく汚損して使用不能になったものの処分。
- ②内容の陳腐化などにより不用となったものの処分。
- ③蔵書の過密対策。

以上のうち、①と②についてはとくに問題はなからう。もちろん、国立機関等の場合は

手続的に煩瑣ということがあるにしても、廃棄の理由を考えたり、あるいは関係者のコンセンサスをえるというような面での苦労は、それほどではあるまい。問題は、過密対策を目的とした、つぎのような広い意味での廃棄についてである。

- ①あまり利用されない資料類を、図書館以外の他の場所(室)に別置する。
- ②他の図書館等で希望する(利用度の低い)図書等を、移管または寄贈する。
- ③完全廃棄する。

ところで、上記のいずれの方法によるにしろ、過密対策を目的として処置する場合は、その量が問題になる。やや極端な例をあげると、蔵書数5万冊の図書館で10%の空間を確保しようとするれば、5千冊もの図書を処分しなければならないことになる。5%でも2千5百冊である。実際問題として、これほど多量の図書を一時期に処分するというようなことは、余程特殊な場合でないかぎり、いろいろの面で容易なことではないと思われる。しかしながら、今後多くの図書館で、過密をテーマにしてこの問題に取り組む場合は、どうしても避けて通ることのできない課題なのではあるまいか。

さらに、過密対策を目的として相当量の図書を処分しようとする場合は、汚損や陳腐化などで不用になった何冊かの図書を廃棄するのは違って、当然のことながら、対象図書の選定や、処分後における代替措置の導入などについて、十分な検討が必要となる。

一般的には、量を確保するという意味では、逐次刊行物のバックが処分の対象になり易く、また、代替措置としては、

- ①処分資料をマイクロ化して残す。
- ②周辺機関との共同利用を図り処分後も利用可能にする。

### ③適当なデータベースによる機械検索の導入。

などのことが、検討の対象となるのであろう。

#### 廃棄の基準

多くの蔵書の中から何がしかの図書を廃棄しようとする場合は、それらを選択するための基準が必要である。しかも、その基準には、利用者をはじめ多くの関係者を納得させようとする客観性が要求される。汚損や陳腐化などのように事務的に処理できるものと異なり、廃棄するものの基準が明確でないと、関係者のコンセンサスはえられにくいからである。

ところが、実際には、関係する多くの人たちにはそれぞれの立場や意見などがあって、それらのすべてを満足させるような画一的な基準を作るのは、非常にむずかしい場合が多い。現実的には、それぞれの実情に合わせた妥協的な基準で対応せざるをえないのであろうが、一般には、そのことが廃棄をしにくくしている大きな要因ともなっている。

なお、廃棄の対象を選ぶときは、図書の利用状態を基準にする場合が多い。この図書はあまり利用されていないから廃棄します、ということなのだが、それにしても、専門図書館などでは、利用度の高低を判定するのが至難のこととなっている。かつては、本の貸出カードや貸出簿などによって、ある程度正確な利用度をつかむことができた。しかし、最近の多くの図書館では、図書や資料類の複写利用が多いため、利用面での物的証拠が残りにくくなっている。このため、ベテランの担当者などは、図書の汚れ具合や実務上の経験等から利用状態を判断したりするが、第三者に対しては説得力に欠ける。結局、利用度を廃棄の基準にしようとするときは、たとえば

図書委員会のような代表機関の判断に任せるとか、やや問題はあっても、利用実態調査の結果によるといったような手続きが、どうしても必要になってくるであろう。

#### 物品管理法

物品管理法（法113号）は、昭和31年5月22日に制定され、昭和32年1月10日に施行された。そして、国立機関の場合は、図書は“物品”すなわち国有の動産として、この法律できびしく管理されていることはすでに述べた。それにしても、図書の管理面で、この法律のきびしさには定評がある。かつては、図書は廃棄をしてはいけないもの、と思いついていた図書館員がいたほどである。

では、きびしいといわれる法律の実体はどのようなものなのか、内容のポイントをみてみよう。まず、法の目的としては、“物品の取得、保管、供用および処分（以下「管理」という。）に関する基本的事項を規定することにより、物品の適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図る”となっていて、むしろ目的的主旨は“適正かつ効率的な供用”にあるといえる。また、物品の廃棄については、27条で、“供用および処分することができない物品は不用の決定をすることができ、さらに、不用の決定をした物品のうち、売り払うことが不利または不適當なものあるいは売り払うことができないものは、廃棄することができ”と規定されている。一定の条件さえ整えば、法的には問題なく不用の決定をし廃棄することができる、ということである。

このように、法律の条文をみるかぎりでは、管理面でも、あるいは処分の面においてもとくに問題はないというように思われる。ところが、すでに述べたとおり大部分の該当機関での実情は、そうはなっていないという。何

故であろうか。主要原因の一つとして、法律の運用面における人（官職）の問題が考えられる。すなわち、法律による物品の管理者としては、まず各省各庁の長（大臣あるいは長官等）があり、さらに、その管理者から事務の委任を受けた各機関の職員（試験研究機関の長あるいは大学図書館の事務長等）が、実際の責任者として物品管理官に指定されている。したがって、図書の管理についても、図書館の担当者は物品管理官から事務の一部の委任を受けて物品供用官になることはあっても、図書の不用決定をしたり廃棄処分したりするような権限は、一切持たされていないのである。このため、実際の業務面においては、どうしても物品管理官（実務はすべて事務系の職員が担当）における会計検査院的側面のほうが優先し、図書館員の希望や意見などは押さえられがちになるため、とくに廃棄処分にしようとする場合などは、手続き的にむずかしいことがおこりやすくなってしまふのであろう。この法律がきびしいといわれる所以である。

もちろん、廃棄のむずかしさは、法律面だけの問題ではない。そのほかにも多くの要因があり、さらに各機関特有の事情や担当者それぞれの考え方などもあって、実際にはきわめて複雑な問題となっている。しかしながら、これらの多くの問題点の中で、やはり物品管理法の運用面での改善対策は、早急に手掛けべき重要課題の一つではないだろうか。

#### まとめ

“棄てる技術”ということ、図書の廃棄の具体的事例やその手法的なものなどを取り上げてみようと思ひ、それなりにいろいろ調べてはみたのだが、この問題には、いわゆる技術以前の複雑な諸要因があまりにも多く、

小手先で処理できるような単純なことがらではないことを思い知らされた。

それにしても、情報氾濫時代といわれる現在の多くの図書館での蔵書量は、程度の差こそあれ、どこでも大変な勢で増えつづけているのである。一部の図書館では、ここ20～30年間にその蔵書量は数倍にも達し、極端な例では、10倍以上になったところさえある。図書館の新築とか増築等ができるような恵まれた条件でもないかぎり、この過密問題は、大部分の図書館において、今後ますます深刻な問題になっていくはずである。

ところが、実際に幾つかの図書館について調べた結果では、過密対策としての図書の廃棄問題は、ごく一部の例外を除いて、図書館自体においてさえ案外消極的であるのに驚いた。そういえば、筆者のかつての経験でも、同じようなことがあったのを思い出す。当時、筆者が担当していた図書室では、蔵書量が、書庫の適正収容量の3倍以上にも達し、大変な過密状態になった。そのため、まず最初にやったことは、あけておいた書架の最下段にも配架をし、それも一杯になると、一部資料の横積み始めた。そのほかにも、いろいろ姑息的なやりくりをしたあげく、最後にやったことは、各書架の配置間隔を（中心線で）90センチメートル弱に縮め、空いたスペースに何列かの書架を増設した。その結果、たしかに数千冊分の配架スペースを新たに確保することはできたのであるが、使用面で、図書館員はもちろん多くの利用者から狭くて使いにくいと大変不評であった。それほど苦勞をしながらも、ここでもやはり、図書の廃棄ということまでは踏み切れなかったのである。人ごとではない、ということかもしれない。

たしかに、図書館員の多くは、本質的には物を集めることを重視する収集家、というこ

ともできる。そういう図書館員に対して、折角集めた(貴重な)諸資料を(理由は何であれ)棄ててしまえなどということは、大変過酷な要求をしていることになるともいえる。一般の家庭でも、ほとんど使われそうもない多くのがらくたを後生大事にしまいこみ、そのために貴重な空間を無駄にしているながら、いざとなると結局棄てきれずにいるのと同じで、人間は、(公私にかかわらず)物を棄てるということを本来的に苦手としているのかもしれない。

しかしながら、今後の図書館の過密問題を考えるとき、われわれ図書館人は、この苦手とする廃棄の問題を、好むと好まざるとにかかわらず本格的に検討していかなければならない重大な時期にさしかかっている、といえないだろうか。そして、そのための検討すべき共通的な問題点の一つとして、つぎのようなことも考えられよう。

すなわち、現在個々の図書館のそれぞれの担当者が、その都度苦勞しながら措置している廃棄処理方法の改善対策についてである。国立機関の図書館においては、このことはとくに重要である。理想的には、できるだけ早い時期に、ある程度普遍性のある処分のためのルールとか基準といったようなものを確立し、そのことによって廃棄処理方法の簡便化を図る、ということである。ところが、セミナー当日の多くの意見にもあったとおり、この問題の周辺事情には複雑かつ難解な諸要因があまりにも多く、このため、現状では、残念ながら短時日のうちに問題を解決するのはほとんど不可能に近い、ということでもある。ところで、最近筆者は、ある私立の総合大学中央図書館の担当者から、つぎのような問

い合わせをいただいた。その図書館では、蔵書の過密解消策として図書館の廃棄問題を取り上げ、学内にそのための委員会を設置して検討を始めたが、どうしても“総論賛成各論反対”的の雰囲気が強くてとりまとめに苦慮している。そこで、できれば他機関における実施例などを参考にして何とか関係者を説得したいが、何か具体的な事例といったようなものはないだろうか、というのであった。残念ながら、適当な参考例が見当たらずに期待に応えられなかったが、同じように、いわゆる“先例”に準拠して事態を打開しようとしている関係の図書館は、案外多いのではあるまいか。

この“先例準拠方式”とでもいえるきわめて現実的な対応策は、やや便宜的ではあるが、事態の全面的な解決が早急には不可能といわれる現状では、一つの実践的な解決手段として格好なものといえないだろうか。具体的には、この分野においてそれぞれの部門で大きな影響力のある指導的な図書館が、先鞭を着けるという意味で何とか相当規模の“廃棄”を実行し、そのことによって他の多くの館への波及効果を期待する、ということである。

もちろん、実際問題としてはいろいろとむずかしい事情やきびしい条件などもあって、そう簡単には事態が進展しないというような面もでてこようが、関係する多くの人たちの英知と努力によって、何とか解決のための糸口を探り当てることはできないものであろうか。そして、そのことを足掛りとして、この難問題のすべてが、一日も早く解決されることを期待しながら、まとまりのないこの小論を終わらせていただく。